

2016年(第37回)  
全国高等学校ゴルフ選手権団体の部東北予選  
全国中学校ゴルフ選手権団体の部東北予選  
ローカルルールと競技の条件

日時：2016年6月30日(木)～7月1日(金)  
場所：松島チサンカントリークラブ 松島コース

標記競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則と日本高等学校ゴルフ連盟競技規定、並びにこのローカルルールと競技の条件を適用する。

別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールまたは競技の条件の違反ストロークプレーでは2打の罰とする。

**ローカルルール**

**1. アウトオブバウンズ(規則27-1)**

アウトオブバウンズは白杭の内側の地表レベルの点で定められる。

**2. ウォーターハザード(ラテラル・ウォーターハザードを含む)(規則26)**

ウォーターハザードは黄杭をもってその限界を標示する。

**3. 異常なグラウンド状態(規則25)**

修理地は白線と青杭で標示する(定義「修理地」)。

**4. 動かさない障害物(規則24-2)**

(a) 排水溝

(b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)

(c) 動かさない障害物と定義づけられている区域に近接し白線が引かれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。

(d) No.15 グリーン奥の防球ネットとそれを支えるワイヤー。この障害物による障害から次の救済を受けることが出来る。

(1) 規則24-2bに基づく処置

(2) 追加の選択肢として、球を指定ドロップ区域にドロップ(規則P172参照)

**競技の条件**

**1. 参加資格**

プレイヤーは競技規定に定められた特定の競技への資格要件を満たさなければならない。

**2. 競技委員会の裁定**

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

**3. 使用クラブの規格**

『適合ドライバーヘッドリストの条件・規則付I(C)1a』を適用する。(ゴルフ規則174ページ参照)

**4. 使用球の規格**

公認球リストの条件・規則付I(C)1b』を適用する。(ゴルフ規則175ページ参照)

**5. プレーの中断と再開**

(1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則6-8b,c,dに従って処置すること。

(2) 陰悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレー中断となった場合、マッチの当事者や同じ組のプレイヤー全員がホールとホールの間にいるときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各プレイヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレイヤーがすぐにプレーを中断しな

ったときは、規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事なければ、そのプレーヤーは**競技失格**となる。

危険な状況による中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、参加を取消しとすることがある。

### (3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断：短いサイレンを繰り返して通報する。またはサイレンを使用せず本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

陰悪な気象状況による即時中断：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

## 6. 練習

(a) ラウンド前やラウンド間の練習（規則 7-1 注）ストロークプレーでは、規則 7-1b の規定が適用となる。この条件の違反の罰は**競技失格**。

注：コースの境界内の認められたすべての練習区域は競技のいかなる日にもプレーヤーが練習することができる。

(b) ホールとホールの間での練習禁止（規則 7-2 注 2）『規則付 I (C) 5b』（ゴルフ規則 179 ページ参照）

## 7. 移動

『規則付 I (C) 8 移動』を適用する。（ゴルフ規則 181 ページ参照）

プレーヤーは、正規のラウンド中、手引きカートを使用してはならない。

\* この条件の違反の罰は、違反があった各ホールに対し 2 打。ただし、1 ラウンドにつき最高 4 打まで（違反のあった最初の 2 ホールに各 2 打の罰）。

ホールとホールの間で違反が発見されたときは、次のホールのプレー中に違反が発見されたものとみなされ、罰はそれに応じて適用されなければならない。

\* 手引きカートを使用した場合、違反を発見次第、すぐに使用を止めなければならない。使用をすぐに止めなかったときは、そのプレーヤーは**競技失格**となる。

## 8. キャディー（規則 6-4 注）

正規のラウンド中、プレーヤーのキャディー使用は禁止する。

この条件の違反の罰は『規則付 I (C) 2』を適用する。（ゴルフ規則 177 ページ参照）

## 9. スコアカードの提出

本競技においては提出ボックス方式を採用する。（2014-2015 ゴルフ規則裁定集 115 ページ 6-6c/1 参照）

## 10. 順位の決定

順位の決定方法は該当する競技規定に定めるか、委員会によってゴルフコースで公表される。

## 11. 競技終了時点

本選競技においては競技委員長の成績発表がなされた時点をもってその競技は終了したものとみなす。

### 注 意 事 項

1. パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 予備グリーンは、「目的外のパッティンググリーン」とする。球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則 25-3 に基づいて救済を受けなければならない。
3. 委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
4. 委員会は規則 33-7 に基づきエチケットの重大な違反があったプレーヤーを**競技失格**とすることができる。
5. 本競技に参加する選手は、日本高等学校ゴルフ連盟服装規定に則った服装で参加すること。

東北高等学校ゴルフ連盟